

平成30年12月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(ワ)第875号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年11月21日

判 決

5 東京都

原 告

同訴訟代理人弁護士 瀬戸和宏

東京都渋谷区円山町14番3-308号

被 告 株式会社サンネット

10 同代表者代表取締役

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目35番地8

被 告 株式会社アシスト

同代表者代表取締役

横浜市

被 告

上記3名訴訟代理人弁護士 中根勝士

主 文

1 被告らは、原告に対し、各自161万0592円及びこれに対する平成29年10月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

20 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、これを8分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

25 第1 請求

被告らは、原告に対し、各自185万7654円及びこれに対する平成29

年10月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、被告株式会社サンネット（以下「被告サンネット」という。）が運営するいわゆる出会い系サイト「ハッピー★マッチ」（以下「本件サイト」という。）を利用していた原告が、本件サイトが顧客を装い原告と連絡先の交換等をするかのように騙して複数回にわたり入金させるなどしていたとして、被告サンネットに対して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害185万7654円（返金されなかった金員140万0592円、慰謝料20万8895円、弁護士費用24万8167円の合計）の賠償及びこれに対する不法行為の後の日（平成29年10月27日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、本件サイトへの入金に用いられた預金口座を管理する被告株式会社アシスト（以下「被告アシスト」という。）が上記詐欺を帮助していたとして、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、被告アシストに対し、被告サンネットと同額の賠償等を求め、被告サンネット及び被告アシストの代表取締役を務める被告「丁」（以下「被告丁」という。）が上記詐欺等を主導していたとして、不法行為及び会社法429条に基づき、被告丁に対し、被告サンネットと同額の賠償を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

### 20 (1) 当事者

被告サンネットは、本件サイトの運営者であり、被告丁が代表取締役を務める。被告アシストは、本件サイトにおいて被告サンネットの入金先として指定している預金口座を開設しており、被告丁が代表取締役を務める。

### 25 (2) 原告による本件サイトへの利用料金の支払

ア 本件サイトでは、その利用等について会員規約ないし利用規約（以下「本件規約」という。）が定められている。本件規約によれば、利用者は、1

ポイント当たり 10 円の割合で本件サイトにおいて利用できるポイントを購入し、メール交換などの一定の行為に一定のポイントを支払う方法でその利用料金を支払うものとされている。(甲4の1~3)

イ 原告は、平成29年9月10日、本件サイトの利用を開始し、以後、別紙「支払一覧表」記載のとおり、ポイントを購入するため、電子マネー、クレジットカード又は銀行振込の方法で合計 208万8959円を支払った。被告サンネットは、原告に対し、本件サイトの利用料金の支払に当たり、振込先として被告アシストが名義人の預金口座（以下「本件預金口座」という。）を指定していた。

ウ 原告が上記イで被告サンネットに支払った料金のうち、クレジットカードを利用して支払った68万8367円については、クレジットカード会社における取消処理がされ、原告に返金された。

## 2 争点及び争点に関する当事者の主張

### (1) 本件サイトの違法性

#### (原告の主張)

本件サイトは、出会い系サイトを装い、サイト運営業者の依頼を受けた者が利用者とメールの交換を行い、サイト利用に必要なポイントを購入させ、その利用料金を裝って利得を得るというサクラサイトである。

すなわち、原告は、本件サイト利用後、「保育士まりな」、「三浦です♪」、「真由美」、「今日会社休みます」等と称する者からメールを受信し、メール交換をするためには本件サイトでポイントを費消して特別な会員資格を得る必要があるとか、金銭的な援助を行うためには金員の入金が必要であるなどと伝えられ、本件サイトの利用料金や指示された入金のため、本件サイトにおいてポイントを購入したり、被告サンネットから指定された振込先に送金したりするなどした。

このようなサクラサイトは、サイト運営者が利益を得るためにメール交換

相手をサクラが行い、それを知らない利用者にサイト利用料名下に金員の支払を行わせるものであり、社会的相当性に著しく反するものとして違法であり、本件サイトを運営する被告サンネットは組織的に詐欺をしていたのであるから、不法行為責任を負う。

5 (被告らの主張)

争う。

(2) 被告アシストの違法性

(原告の主張)

被告アシストは、被告サンネットの違法行為について、代金の入金先となる本件預金口座を提供しており、被告サンネットと共同して組織的詐欺をしていたといえるし、少なくともその違法行為を帮助する関係にあるから、不法行為責任を負う。

(被告らの主張)

争う。

15 (3) 被告 T の違法性

(原告の主張)

被告 T は、被告サンネット及び被告アシストの代表取締役として違法なサクラサイト運営を主導的に行っていなものであり、不法行為責任を負う。

また、被告サンネット又は被告アシストの代表取締役として、会社に違法行為をさせないよう注意義務を負担しており、これを放置ないし積極的に違法行為を行わせてはいたのであるから、会社法429条に基づく責任も免れない。

(被告らの主張)

争う。

25 (4) 原告の損害

(原告の主張)

原告は、ポイント購入等のために被告サンネットに対して合計208万8959円を支払い、うち68万8367円はクレジットカード会社の取消処理がされたことから返金された。したがって、140万0592円の財産的な被害を被った。

5 また、原告は、本件サイトに心を弄ばれ精神的苦痛を負った。その精神的苦痛の慰謝料は20万8895円を下らない。

さらに、本件のような組織的不法行為について賠償を求めるためには、弁護士に依頼することが相当であり、その報酬は財産的及び精神的な損害の賠償額の1割を下らないことから、24万8167円が相当である。

10 したがって、原告は、被告らの不法行為により合計185万7654円の損害を被った。

(被告らの主張)

金銭支払は認める。

原告には金銭的な被害が生じるにとどまり、精神的な被害が発生しているとは認められず、その弁護士費用についても争う。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

20 (1) 原告の本件サイトにおける利用状況

ア 原告は、平成29年9月10日、本件サイトに登録し、同月11日、「保育士まりな」と称する者からメールのやりとりを始め、その後、「真由美」及び「三浦です♪」との間でのメール交換を始めた。その後、被告サンネットから、原告が相手方に送信したメールの内容に個人情報を特定するなど削除対象とする内容が含まれていることを注意するとともに、個人情報や本件サイト外の連絡先をメールで送信する場合には、999ポイントを

費消する「アドレス添付及び番号添付」の利用が必要である旨の連絡があった。(甲7, 8, 52)

イ 原告は、平成29年9月11日、被告サンネットからキャンペーンとして無料で配布された「アドレス添付チケット」を利用し、「三浦です♪」に自分の連絡先を送信したところ、被告サンネットから、「三浦です♪」と連絡先の交換をするためには原告が同人と同じ会員プランに登録する必要があり、その登録には3万円の手数料が必要であるとの連絡があったことから、同月12日、被告サンネットに対し3万円を電子マネーで入金した。(甲11, 12, 52)

ウ 原告は、平成29年9月12日、「三浦です♪」から手続が終了する前にポイントを消費している可能性がある旨メールで注意され、被告サンネットに照会したところ、被告サンネットから、会員登録手続終了前にポイントを費消しており、手続が終了するまではポイントを費消してはならない旨連絡があり、同月13日、被告サンネットから、協議した結果、特別に足りない3000円分のポイントの購入のみが必要である旨の連絡があつたことから、3000円を電子マネーで被告サンネットに入金し、被告サンネットからは特別会員への登録が完了した旨の連絡があつた。しかし、原告は、「三浦です♪」が原告の連絡先を添付して送信したメールを受領することができなかつたことから、被告サンネットに照会すると、被告サンネットから、原告が相手方と同一のプランではない旨の連絡があり、さらに、原告が「特別会員@king」プランへの登録が可能であるが、同プランに登録するためには更に10万円の手数料が必要である旨の連絡があつた。さらに、同日、被告サンネットから、「三浦です♪」が上記手数料の一部を負担したことから、原告が残額5万円を入金すれば同じプランに登録できる旨の連絡があつたため、被告サンネットに5万円を電子マネーで入金した。(甲13ないし18, 52)

エ 原告は、平成29年9月12日には「保育士まりな」から、同月13日には「三浦です♪」からそれぞれ連絡先が添付されたメールを交換したが、いずれの電子メールアドレスも無料で入手できるメールアドレスであり、ソーシャルネットワークサービスのID交換には応じてもらえず、その後に本件サイト外でメール交換をしようとしたが、返事が来ないようになり、上記の者らと直接の面会等には至らず、その交流も続かなかった。(甲5  
5 2)

オ 原告は、平成29年9月20日、本件サイトで「今日会社休みます」と称する者からメールを受け、メール交換を始めた。また、「真由美」と称する者からは、無料でメール交換できるようにする手続をとった旨の連絡があり、さらに翌21日には、「真由美」が原告を金銭面で援助する旨の連絡があった。原告は、同月22日、「今日会社休みます」からその会員資格が特別会員のうち「Gold」プランであること、会員名を「れーたんの恋人」に改名したと連絡があり、被告サンネットに上記プランに登録する方法を照会したところ、登録に必要な実績を作るために合計60万円(3日間20万円ずつ)の入金が必要になる旨の連絡があった。その後、被告サンネットから「真由美」が再三交渉したことにより合計60万円の一部を「真由美」が負担することが許可されたとして、原告の登録に必要な入金が45万円(3日間15万円ずつ)になった旨の連絡があったことから、原告は、同月22日から同月24日までの間、毎日15万円をクレジットカードで被告サンネットに支払った。(甲23ないし25、52)  
10  
15  
20

カ 原告は、平成29年9月24日、被告サンネットから「特別会員@Gold」プランの登録準備が始まったとの連絡のほか、「れーたんの恋人」により「ペア購入の申請」があり、ポイントの購入をお得にできるなどとして2万円の入金を求める連絡があったことから、同日、2万円を被告サンネットにクレジットカードで支払った。また、同月28日には、被告サンネット

トから「真由美」が5000ポイントを原告に譲渡しており、同移行・受領のために3万円を入金する必要がある旨の連絡があったことから、3万円を被告サンネットにクレジットカードで支払った。さらに、同年10月1日、被告サンネットから、「れーたんの恋人」が原告に5000ポイントを譲渡したなどとし、同移行・受領のために3万円を入金する必要がある旨の連絡があり、引き続き、被告サンネットから「れーたんの恋人」が原告に譲渡した旨のメールは誤りであり、正しくは「ペア購入の申請」がされ、3万円を入金すれば5000ポイントが追加される旨の連絡があつたことから、被告サンネットに3万円をクレジットカードで支払った。(甲26ないし30)

キ 原告は、平成29年10月3日、被告サンネットから、原告が「特別会員@Gold」プランへ案内する権利を獲得したこと、同プランに登録するためには80万円の手数料を入金する必要がある旨の連絡があつたことから、「真由美」に本件サイトへの不満等を伝えたところ、同月5日、被告サンネットから「真由美」が上記手数料の費用を負担する制度を利用する交渉がされたこと、「真由美」が同制度を利用するためには10万円の入金が必要である旨の連絡があつたことから、合計10万円を被告サンネットに電子マネーで支払ったところ、被告サンネットから、「真由美」に上記交渉をする権利を送付した旨の連絡があつた。原告は、上記手続期間中にも「れーたんの恋人」からの「ペア購入の申請」があつたとして3万円を被告サンネットに支払ったほか、同月10日、被告サンネットからキャンペーンの案内があり、その利用料として合計7万円を電子マネーで支払った。原告は、同月12日、「真由美」から10万円を追加して被告サンネットに支払えば「特別会員@Gold」プランの登録料が更に減額される旨伝えられ、同月13日、被告サンネットに合計10万円を電子マネーで支払ったところ、被告サンネットから、「真由美」に更に軽減交渉をする権

利を送った旨の連絡があった。(甲31ないし37, 52)

ク 原告は、平成29年10月14日、被告サンネットから、原告の登録手数料の全部を異性である「真由美」が負担することはできず、また、登録に必要な80万円を「真由美」が再三交渉したことによりその一部を同人が負担することが許可されたなどとして、合計46万円の入金があれば登録できる旨連絡があったことから、同日及び同月15日に合計46万円を被告サンネットに銀行振込で支払い、被告サンネットから入金確認と同月17日に登録完了する旨の連絡があった。原告は、同日、被告サンネットから「特別会員@Gold」の登録完了の連絡がされ、「れーたんの恋人」と連絡をとろうとしたが、その連絡先が添付されたメールを見ることができず、被告サンネットからは「れーたんの恋人」とは会員プランが一致していない旨の連絡があった。また、同日、「真由美」からもプランが変更された旨の連絡があり、被告サンネットからは一つ上のプランである「特別会員@legend」に昇格するための条件としては更に50万円の入金が必要である旨連絡があり、その後に「真由美」が一部を負担したことから残額25万円の入金が必要になる旨の連絡があったことから、被告サンネットに25万円を銀行振込で支払った。(甲38ないし46, 52)

ケ 原告は、平成29年10月19日、「真由美」からフリーメールを続けるためには被告サンネットに10万円を支払う必要がある旨連絡があり、被告サンネットに10万円を銀行振込で支払い、被告サンネットからフリーメール登録された旨の連絡がされた。また、同月26日及び27日に、被告サンネットから「真由美」が登録費用の一部を負担する交渉をするために、それぞれ10万円の入金が必要である旨の連絡があったことから、上記両日にそれぞれ10万円ずつ合計20万円を銀行振込で支払った。

25 (甲48ないし52)

(2) 原告による被害回復等

5

10

15

20

25

ア 独立行政法人国民生活センターは、平成23年12月1日付けて、「悪質“出会い系サイト”における高額請求の被害」と題する報道発表資料を作成し、消費者にメール交換等のサービスを利用するつど費用が発生する仕組みを利用したり、メール交換を無料にするがランクアップ費用など、何度も支払を求めたりするなどして、高額の利用料の負担を強いられ、後日、返金等を求めて応じないなどといった詐欺的行為による被害が生じていることを被害者向けに伝えていたほか、平成24年4月19日には「詐欺的な“サクラサイト商法”にご用心！」という報道発表資料により、平成28年5月30日にも「詐欺的“サクラサイト商法”トラブルについて」と題するインターネット記事を掲載するなどして、注意を呼び掛けていた。(甲1ないし3)

イ 原告は、上記(1)ケの入金後、本件サイトに疑問を抱くようになり、インターネット等で同様の被害を調査したがその時は発見には至らず、その後に消費者センターに相談したところ、同様の被害があることが発覚したが、被害回復が困難である旨の助言を受けたことから、原告訴訟代理人弁護士に相談した。

ウ 原告は、弁護士を介し、クレジットカードの取消処理等を行い、上記(1)で被告サンネットにクレジットカードで入金した68万8367円については返金処理がされた。

## 2 爭点(1) (本件サイトの違法性)について

- (1) 上記1(1)の各認定事実によれば、被告サンネットは、本件サイトの利用に当たり、メールの送信や受信に費消させるポイントを購入させるほか、会員資格やプランとして本件サイト内にランクを設け、利用者が本サイト外で連絡をとるために連絡先の交換等をするには、ポイントを費消する以外にその会員資格やプランのランクを同じにしなければならないなどとし、会員資格やプランを変更する手数料として多額の金員を支払わせるシステムを採用

している。

そして、上記1(1)の認定事実によれば、本件サイトにおいては、原告が、連絡している相手方と本件サイト外での連絡先の交換を行おうとすると、その利用料金に加えて会員資格やプラン変更のための手数料を要求し、原告が手数料を負担すると、更に上のランクのプランに登録する必要があると申し向け、更に高額の登録手数料を要求していたのであり、原告が手数料の支払に躊躇するや、そのメールを交換している相手が、その手数料の一部を負担したなどとして、減額された残額のみを支払えば足りる旨連絡し、原告がその手数料の負担をせざるを得ない状況を作り出していたものと認められる。

そして、原告の会員資格やプランを変更するために必要とされる登録費用の一部を他の利用者が負担する合理的な理由はなく、むしろ、被告サンネットにおいては、原告が要求されている手数料の全部を負担させることができないなどとして、繰り返し、原告から会員資格やプランの変更のための手数料名下で金員の入金を求めていたことを考慮すると、「三浦です♪」や「真由美」なる者は、原告が本件サイトの利用を続け、その手数料名下で要求した金員を入金させるため、その手数料の一部の負担を被告サンネットと交渉したり、その一部を負担して原告に申し出たり、その不満を聞いたりするなどして、被告サンネットと交渉しているかのような態度を装っていたものと考えるのが合理的であるといわざるを得ない。

(2) また、上記1(1)の認定事実によれば、原告は、本件サイトを利用することにより「保育士まりな」や「三浦です♪」と連絡先を交換することはできたが、それらの連絡先を利用して本件サイト外での交流が発展したとはいえず、「今日会社休みます」又は「れーたんの恋人」と称していた者は、原告と連絡先を交換して本件サイト外で交流をするにも至っていないのであって、このように、原告が本件サイト上において親密な関係になるべくメール交換等をしていた者は、いずれも本件サイト内においては積極的な交際を求めるも

のの、実際に連絡先を交換するとその関係を清算しようとしていたものと考えられ、このような態度が、本件サイトで交際相手を見つけることを目的に登録し、その目的を達成するために原告とメール交換をしていた者の態度とは考え難い。

かかる事情に加え、本件の全証拠によっても、原告とメール交換に応じていた「保育士まりな」、「三浦です♪」、「真由美」、「今日会社休みます」、「れーたんの恋人」らがそれぞれ別の実在する女性であったことを裏付ける事情がうかがわぬこと、上記(1)のとおり、「三浦です♪」や「真由美」の行動は原告に本件サイトの利用を継続させ、被告サンネットに入金せざるを得ない状況を作出するものであったといえることも併せ考慮すれば、本件サイトにおいて原告がメール交換等していた相手方は、いずれも原告と交際をする意図をもって原告とメール交換をしていたのではなく、原告に連絡先の交換等の利用料や会員資格の変更の費用を被告サンネットに支払わせるべく行動していたものと推認できる。

(3) 上記(1)及び(2)によれば、本件サイトは、その利用者に、被告サンネットの利益を図ることを目的としている者との間でメールを交換させ、あたかも利用者と交際を求めている相手方とメールさせてているものと誤信させ、その誤信に乗じて、会員資格の変更のための手続費用や利用料名下に金員の支払を行わせていたものと認められ、これらの一連の行為全体が詐欺に当たる違法なものといえる。

### 3 爭点(2)（被告アシストの違法性）及び争点(3)（被告Tの違法性）について

(1) 被告アシストは、原告が被告サンネットから本件サイトの登録費用等の利用料の支払先預金口座として指定された本件預金口座を管理している法人であることは当事者間で争いがなく、上記1(1)のとおり、本件サイトを利用する利用者から利用料金名下に金員を支払わせるためには、振込送金の方法による入金を行わせるべく、特定の預金口座を準備することが必要であり、

これにより上記詐欺の完遂を容易にさせることは明らかである。

したがって、本件預金口座を被告サンネットに提供した被告アシストは、上記詐欺をほう助するものとして、被告サンネットと同様の責任を負担する。

(2) また、被告 T は、被告サンネット及び被告アシストの代表取締役を務めているにもかかわらず、被告サンネットにおける詐欺行為に加担の有無を明らかにせず、その実質的な反論もしていないのであって、被告サンネット及び被告アシストがいずれも被告 T のみが役員の株式譲渡制限のある会社であることも考慮すれば、被告 T が被告サンネットを主導して上記詐欺に及んでいたものと認められ、被告 T も被告サンネットと共同して上記詐欺を行ったことによる責任を負担する。

#### 4 争点(4)（原告の損害）について

(1) 原告は、本件サイトにおける被告らの違法行為により、合計 208万8959円の出費をし、うち 68万8367円が既に被害回復できていることからすれば、その差額である 140万0592円が財産的な被害に基づく損害として認められる。

(2) 次に、証拠（甲52）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件サイトの利用に当たり、自らと交際を求める者とメール交換等をしていましたとの信じ、それらの者と連絡先等を交換したり、原告のために資金援助等をしたりしてもらっているものと信じていたのであり、それらが詐欺によるものと知ったことにより、精神的な苦痛を被ったことが認められるところ、本件の詐欺行為の態様、被害の期間や性質に加え、上記(1)のとおり財産的損害を別途請求していることを考慮すれば、その精神的苦痛の慰謝料は 5万円が相当である。

(3) 上記(2)のとおり、原告は、消費者センターへの相談により自らの詐欺被害に気付いたものであるが、証拠（甲1, 2）によれば、その被害回復を消費者である原告が行うことは困難であったと認められ、実際にも原告訴訟代理人を選任し、その被害回復等を行ったこと、原告の本件訴訟における訴訟

行為の態様、事案の性質等からすれば、その弁護士費用のうち、上記詐欺行為と相当因果関係がある損害は16万円であると認められる。

### 5 小括

以上からすれば、原告は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、各自161万0592円の賠償及びこれに対する不法行為後の日である平成29年10月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

### 第4 結語

よって、原告の請求は、いずれも上記第3の5の範囲で理由があるから、同範囲でこれらを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第14部

裁判官

小島清二

(別 紙)

支 払 一 覧 表

	日付	時刻	金額	振込手数料	支払方法	備考
1	2017/9/11	10:41	5,000		ネットライドキャッシュ	
2	2017/9/11	20:09	10,000		ネットライドキャッシュ	
3	2017/9/12	4:36	20,000		ネットライドキャッシュ	
4	2017/9/12	4:38	10,000		ネットライドキャッシュ	
5	2017/9/12	17:44	3,000		ネットライドキャッシュ	
6	2017/9/13	18:51	50,000		ネットライドキャッシュ	
7	2017/9/20	15:42	10,000		ネットライドキャッシュ	
8	2017/9/20	22:55	10,000		ネットライドキャッシュ	
9	2017/9/22		111,051		クレジットカード	キャンセル
10	2017/9/22		55,526		クレジットカード	キャンセル
11	2017/9/23		111,105		クレジットカード	キャンセル
12	2017/9/23		55,553		クレジットカード	キャンセル
13	2017/9/23		111,105		クレジットカード	キャンセル
14	2017/9/23		55,553		クレジットカード	キャンセル
15	2017/9/24		22,215		クレジットカード	キャンセル
16	2017/9/28		33,048		クレジットカード	キャンセル
17	2017/10/1		33,331		クレジットカード	キャンセル
18	2017/10/4		33,225		クレジットカード	キャンセル
19	2017/10/5	18:17	50,000		ネットライドキャッシュ	
20	2017/10/5	18:19	50,000		ネットライドキャッシュ	
21	2017/10/10	23:34	50,000		ネットライドキャッシュ	
22	2017/10/10	23:35	20,000		ネットライドキャッシュ	
23	2017/10/13	9:16	50,000		ネットライドキャッシュ	
24	2017/10/13	9:17	50,000		ネットライドキャッシュ	
25	2017/10/14	14:15	230,000	432	銀行振込	
26	2017/10/15	10:02	230,000	432	銀行振込	
27	2017/10/15		33,404		クレジットカード	キャンセル
28	2017/10/17	18:16	250,000	432	銀行振込	
29	2017/10/18		33,251		クレジットカード	キャンセル
30	2017/10/19	16:58	100,000	432	銀行振込	
31	2017/10/26	19:13	100,000	432	銀行振込	
32	2017/10/27	17:45	100,000	432	銀行振込	
			2,086,367	2,592		

これは正本である。

平成30年12月26日

東京地方裁判所民事第14部

裁判所書記官 黒澤

